

平塚整形外科ケアプランサービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人平塚整形外科医院が開設する平塚整形外科ケアプランサービス(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 6 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 平塚整形外科ケアプランサービス
- ② 所在地 福岡県春日市下白水北3丁目82番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 主任介護支援専門員1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 4名(常勤専従職員4名うち主任介護支援専門員2名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名(常勤兼務職員)必要な事務作業を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は月曜日から土曜日迄とする。但し、祝祭日、8月13日から8月15日並びに12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間は平日：午前8時30分から午後17時30分迄とし、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。但し、電話等により24時間365日常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 利用者宅及び若しくは事業所内
 - ② 使用する課題分析票の種類 全社協版
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 原則、利用者宅や個人情報保護が図られる場所を活用する（但し、入院中はその限りではない。）
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
 - ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 無料
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 55円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、春日市、福岡市（博多区・南区）、大野城市、那珂川市の地域とします。また、上記地域以外の方でご希望の方のご相談を受ける場合もある。但し、第6条第2項の規定による。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定居宅支援事業者は正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第11条 事業所は利用者が正当な理由なしに指定居宅介護支援の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者には不正な受給があるとき等には、意見を付けて当該市町村に通知する。

(利益供与の禁止)

第12条 事業所及びその従業者は居宅サービス計画の作成又は変更に関し利用者に対して特定の居宅サービスを利用させる事の対償として当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定しています。また、介護支援専門員に対し周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施していく。

(秘密保持)

第15条 従業者及び従業者であったものは利用者又はその家族の秘密を保持する。

- ① 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- ② サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(感染症対策)

第16条 事業者は、感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を設置し概ね6か月に1回以上開催すると共に、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る事。また、感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備することと研修及び訓練を定期的実施する事。

(その他運営についての留意事項)

第17月条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成18年 4月 1日に一部改正する。(第5条)

平成19年11月16日に一部改正する。(第8条)

平成28年 4月 1日に一部改正する。(第7条)

平成30年 4月 1日に一部改正する。

(第6条の一部、第9条を第14条に、第10条、第11条、第12条
第13条を追加)

令和3年 4月 1日に一部改正する。

(第2条、第3一部改正、第13条、第15条、第16条を追加)

令和3年 8月 1日に一部改正する。(第4条)

令和4年 5月 16日に一部改正する。(第12条)